

第861回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年5月9日(火曜日)午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 301会室

3. 出席者 (13名)

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
5番 岩本 誠司	6番 (欠番)	7番 澤田 誠規
8番 西山 成彦	9番 小島 久司	10番 寺田 巧

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
4番 井垣 水里	7番 浦田 久永	

4. 欠席者 (4名)

4番 山本 欣史	11番 羽賀 大透
----------	-----------

5番 佐藤 千春	6番 山本 大
----------	---------

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局	主任 柴岡 恵美
-----------	-------	-----	----------

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	宿毛市農用地利用集積計画について

○議 長 (招集あいさつ)

○議 長 これより、第861回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。議事録署名委員は、
1番 稲田 義敬 委員、2番 山口 一晴 委員にお願いします。
(なお、4番 山本 欣史 委員、11番 羽賀 大透 委員、
5番 佐藤 千春 委員、6番 山本 大 委員より宿毛市農業委員会
規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号2番。場所は2ページに位置図をつけております。
港南台1丁目。住宅地の中にある譲受人の実家近くの農地のうちの7筆
です。

売買です。現在びわが植えられており、譲り渡し後も継続してびわを作
るとのことです。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されています。

なお、譲受人は現在農地を所有しておらず、今回所有権移転する農地の
合計面積も532.04㎡で、30a(3反)以下ですが、令和5年4月1日より
農地法3条第2項第5号が廃止され、下限面積が撤廃されておりますので、
申し添えます。

その他農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしている
と考えております。

以上1件につきまして、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号2番について、港南台地区担当の山口委員より説
明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに2番朗読】

かなり早い段階から●●さん(譲渡人)から電話がかかって来てまして「売
るようになったから」と。てっきり家でも建てるのかと思ったら「しばらく
は畑のままやってもらおうという話がついている」と聞いている。●●さん(譲
受人)に確認したところ「そういうことになっています。しばらく家を建て

る予定はないので、びわの手入れをするようにしています」とのことでした。
特に問題はなさそうです。審議の方よろしくをお願いします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件の報告があり、
審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異
議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第1号」1件は、許可することに決
しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題
といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。
まず、受付番号15番についてご説明いたします。新規設定です。
場所は大字和田。松田川小学校向かいに広がる農地のうちの1筆です。
田ではきゅうり、オクラを作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考え
ております。

続きまして、受付番号16番についてご説明いたします。再設定です。
場所は橋上町橋上。宿毛津島線沿いに広がる農用地区域の中の1筆です。
田では水稻を作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考え

えております。

続きまして、受付番号17番についてご説明いたします。新規設定です。
場所は大字黒川。中村宿毛道路の平田インターチェンジ手前の広い農用地区域の中の1筆です。

田では水稲を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号18番。17番と同じ借受人で新規設定です。
場所は大字黒川。中村宿毛道路の平田インターチェンジ近くの農用地区域の中の1筆です。

こちらでも田で水稲を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号19番。再設定です。

場所は、大字宿毛。(松田川の土手沿いにある農地の中の1筆とバイパス沿い焼肉いいじんの後ろにあるマンションの裏側に広がる農地の中の2筆)。大字幸町は同じく焼肉いいじんの後ろにあるマンションの裏側に広がる農地の中の1筆。駅東町はローソン宿毛バイパス店横にある農地の2筆。合計6筆となります。

いずれも田で水稲を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定については以上5件です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○事務局長 事務局です。すみません。議案書の一部修正をお願いいたします。ただ今説明したところですが、内容は受付番号16番。橋上の案件ですが、貸付人の住所、入力を間違っております。中角1369番地です。訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○議長 続きまして、受付番号15番及び19番について、和田地区及び街区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに15番、19番朗読】

4月28日、4月29日の両日に電話と本人に会い確認をいたしました。間違いのないとこのことで「よろしく申し上げます」との話でした。審議お願いします。

○議長 長 続きまして、受付番号16番について、中角地区担当の川島委員より説明をお願いいたします。

○川島委員 【議案書をもとに16番朗読】
再設定ですので問題はないかと思えます。審議の方よろしく申し上げます。

○議長 長 続きまして、受付番号17番及び18番について、黒川地区担当の井垣委員より説明をお願いいたします。

○井垣委員 【議案書をもとに17番、18番朗読】
事前に早い段階から●●さん（譲受人）の方から話がありまして、5月4日に奥さんと会うことがあり、用紙が届いたので農業委員会の方へ提出するとのことでした。譲渡人の方へは「自分の方から連絡するので、よろしく申し上げます」とのことでした。審議の方よろしく申し上げます

○川島委員 すみません。さっき言うのを忘れてましたが、自分の方も電話で確認をとっています。

○議長 長 はい、ありがとうございました。事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。
議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」5件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしとすることですので、「議案第2号」5件は、市に通知することに決しました。

(協議事項)

○議長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
受付番号3番。6ページに位置図をつけております。
所在地は大字平田町戸内、師高瀬地区です。登記地目 田2筆です。
場所は、大字平田町戸内。申請地は、昭和43年及び48年頃建物を建築し旅館として使用。現在に至っております。

続きまして、受付番号4番。7ページに位置図をつけております。
所在地は大字橋上町楠山。登記地目 畑8筆です。
場所は大字楠山。申請地は、昭和60年頃耕作放棄となり、山林化し、現在に至っております。

続きまして、受付番号5番及び6番。隣接しているので一緒に説明させていただきます。8ページに位置図をつけております。
所在地は大字和田。登記地目 畑1筆です。
場所は大字和田。申請地は、昭和30年前から畑として利用しておらず、耕作放棄となり現在に至っております。

以上、農地への復帰は困難と考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 続きまして、受付番号3番について、自分の方から説明をさせていただきます。

○議長 長 【議案書をもとに番号3番朗読】
昨日午前中に井垣委員と現地の方へ行ってきました。●●●荘、昔からあります。農地のほうには還らないと思います。●●さんの方には夕方連絡し、「よろしく申し上げます」とのことでした。よろしく申し上げます。

○議長 長 続きまして、受付番号4番について、楠山地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに番号4番朗読】

5月1日に川島委員と●●さん（申請人）は場所が分からないのことから辺りに詳しい知人の方と一緒にしてもらいました。坂本から市道・林道へ入り奥に道なき道を行き、現地9筆を案内してもらいました。家の柱にできるくらいの木になっており元に復帰することは困難と思われるので、審議をお願いします。

○議 長 続きまして、受付番号5番及び6番について、和田地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに番号5番、6番朗読】

4月30日に松本委員と同行いたしまして現地確認しております。5月1日に確認の電話を両名に行い「間違いない」とのことでした。なお松本委員と話した時に農地への復旧は困難やねということで一致しております。審議の方よろしくをお願いします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○浦田委員 4番の一番下の外墓地と書いてあるが、どういう意味。

○事務局長 この部分は橋上町楠山字井出ノ裏923番。同じ筆の中に、畑119㎡と墓地52㎡があり、全部事項証明書で同じ923に紐づけされています。墓地は農地ではないためここに載せる必要はないのですが、事務処理上全部書き写しております。923に地目が2つあるということです。

○浦田委員 墓地であったら非農地に出さなくてもいいのではと思ったので、言っただけで。

○濱田委員 一緒になっているので、非農地で一緒に考えたらいんじゃないでしょうか。

○事務局長 墓地についてはここで気にすることはないです。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長 長 ないようですので、これより採決をいたします。
非農地証明4件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長 長 異議なしと言うことですので、非農地証明4件は、証明することに決しました。

(報告事項)

- 議長 長 事務局より報告事項があります。

- 事務局長 (①最適化活動の指針(案)について)(資料2)

お手元に配布しております(資料2)ですが、こちらにつきましては新しく更新することにしております。先月の定例会でも配布いたしておりましたが、正式にはまた7月の改選が終わり、新体制が整いましたら一緒に取り組みを進めていきたいと思っております。内容の方確認していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

(②次回会議の日程について)

次回会議の日程についてお知らせします。次回は6月6日(火)午後1時30分開会の予定です。今回は臨時議会の関係でこの部屋になってますが、次回からは以前と同様で301の会場となります。会議への各種申請書類受付締切日は5月12日(金)で、議案送付は5月30日(火)の予定です。

(③耕作放棄地でのヒマワリ栽培について)

先だって作業を行ったところ、お忙しい中参加いただいた委員さん、本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

(④耕作放棄地の看板設置について)

お手元に看板のレイアウトと今日撮影してきた現地の様子の写真をお配りしております。

看板は現在看板屋にあります。今日協議していただきたいのは、いつ設置するのか、どこに設置するのかの大きさは2つです。皆様に協議していただけたらと思います。

- 議長 長 どうでしょうか。事務局はいつでしょうかとなっておりますが、水稻部会のこともあるので、確認を取って農業委員でやってくれということになったら次の定例会の後で話すということで、かまいませんか。
- 事務局長 お任せします。
- 議長 長 ほかに何かありませんか。
- 寺田委員 3条申請で農地の面積3反ルールというところが撤廃された。新たに小さな土地でも農業者ができるということやと思うけど、農業委員会ではどういう対応をする。農業者の台帳とかあると思うけど。
- 事務局長 今日1件下限面積の撤廃後のルールが適応されたものが出ています。今まででしたら3反ないからということだめだったと思うのですが。申請に至っては許可する条件の4つあるうちの下限面積の部分だけなくなった。それ以外の目的をもって耕作するか等、3つの条件は今まで通りなので。皆さんにはお配りしていませんが、3条の申請には耕作計画書を付けていただくようになっています。具体的な内容を示していただくルールをとっていただいているのでそれを担保とするということで。
- 寺田委員 そういうことではなく、農業者台帳とかあると思うが、そこに登録されるわけでしょう。大変になるがやないと思って。
- 事務局長 それは土地が動くということには必須なので。ただ荒らされるよりかはいいかと。今まで通り耕作するかどうかしっかり確認していきたいと思っています。登録はします。
- 寺田委員 いろいろ大変だと思って。
- 事務局長 ありがとうございます。
- 寺田委員 以上です。
- 議長 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議長

それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
これで第861回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和5年5月9日

会長

岩本 誠司

農業委員

稲田 義敬

農業委員

山 二 一 齋